

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	555,897	166,961,556	6,950,249	36,455,420	21.8	22.2

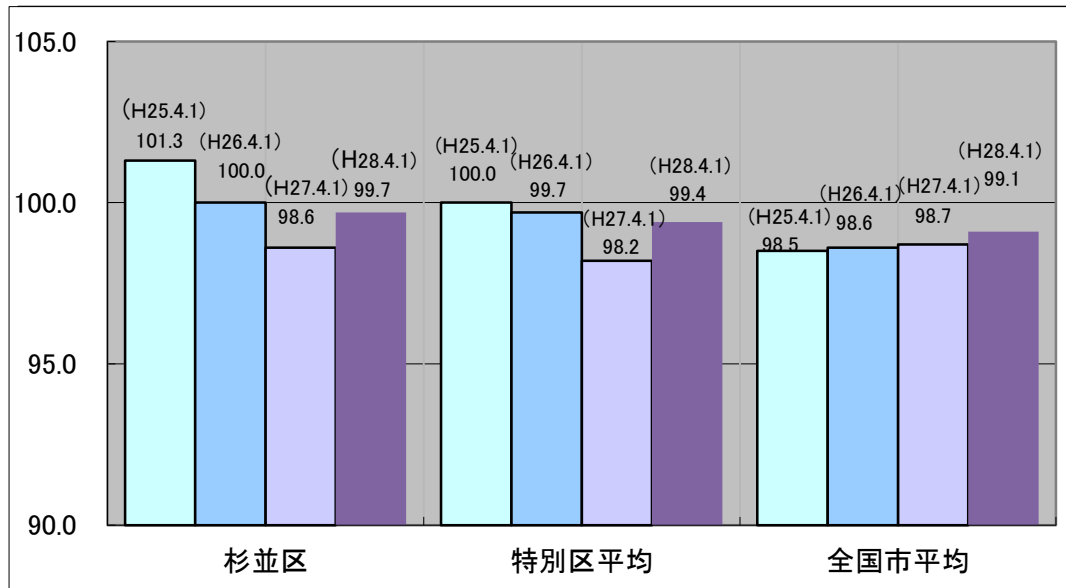
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	3,349	13,127,195	5,247,092	5,875,685	24,249,971	7,241	6,990

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 27 年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成 25 年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 398,339	円 397,755	584円 (0.15%)	% 0.2	% 0.2	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 4.42	月 4.30	月 0.12	月 0.10	月 4.40	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定期期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職(一)の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。

他の給料表については、行政職(一)との均衡を考慮し改定。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
杉並区の支給割合	18%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	42.4歳	315,488円	448,671円	392,708円
東京都	41.6歳	316,682円	452,041円	398,107円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
特別区	41.8歳	312,081円	443,738円	392,488円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職 員 数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
杉並区	50.5 歳	417 人	306,652 円	419,079 円	382,826 円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.3 歳	211 人	311,126 円	449,621 円	393,985 円	廃棄物処理業 従業員	45.3 歳	290,300 円	1.55
うち学校給食員	52.3 歳	56 人	303,066 円	385,489 円	374,911 円	調理士	40.8 歳	304,000 円	1.27
うち守衛	54.8 歳	14 人	311,679 円	455,176 円	388,607 円	守衛	58.6 歳	271,200 円	1.68
うち用務員	52.6 歳	73 人	296,040 円	370,906 円	362,461 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.86
うちその他	52.8 歳	63 人	306,035 円	394,441 円	374,803 円	—	—	—	—
東京都	48.8 歳	1,510 人	292,729 円	395,396 円	364,033 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,994 人	287,447 円	329,358 円	328,318 円	—	—	—	—
特別区	50.7 歳	317 人	302,022 円	405,234 円	376,495 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年 収 ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,090,776 円	3,968,100 円	1.79
うち学校給食員	6,273,568 円	4,145,800 円	1.51
うち守衛	7,304,585 円	3,632,300 円	2.01
うち用務員	6,109,746 円	2,732,900 円	2.24
うちその他	6,406,986 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 25～27 年の 3 か年平均)調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均となっている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	34.6 歳	306,804 円	400,027 円
東京都	40.8 歳	341,433 円	447,721 円
特別区平均	37.9 歳	320,913 円	428,779 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたものである)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	136,500円	142,000円	—
教育職	大学卒	194,000円	196,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,653円	356,933円	375,713円	395,085円
	高校卒	233,800円	325,276円	354,872円	376,992円
技能労務職		—	302,359円	319,020円	350,486円

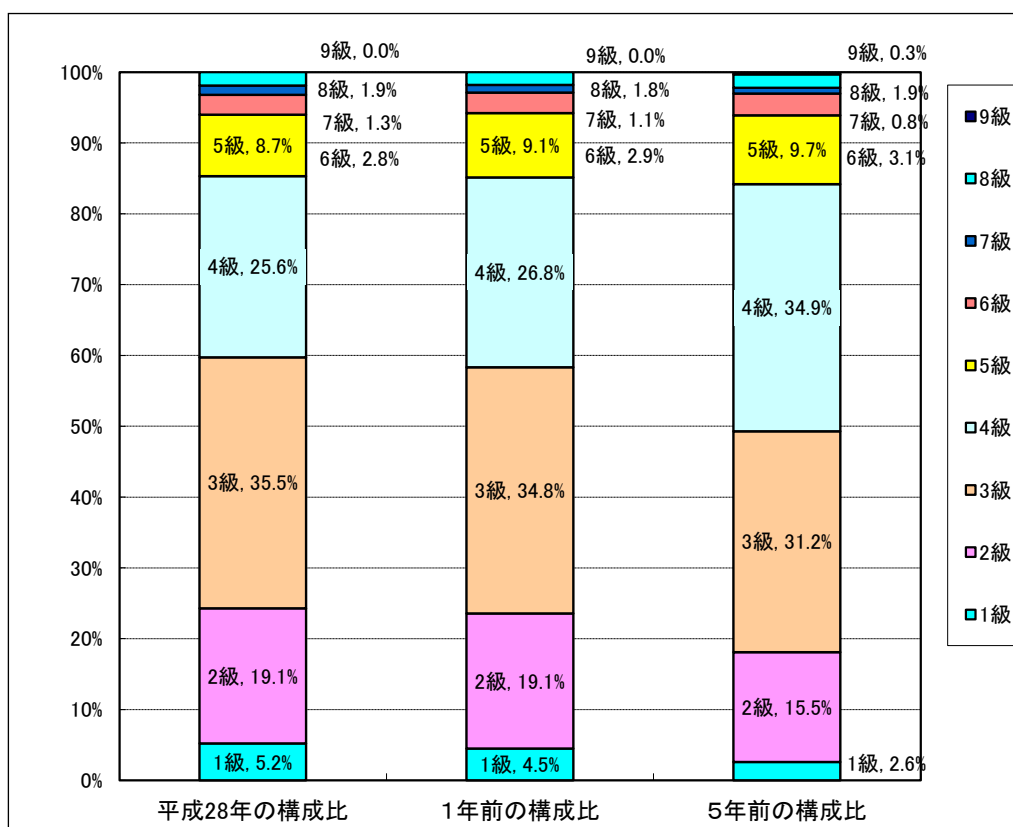
※階層別職員数が3人以下の場合は、その階層に近似の階層を加えて平均給料月額を算出した。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8級	部長	31人	1.9%	334,800円	512,300円
7級	統括課長	21人	1.3%	281,900円	454,900円
6級	課長	46人	2.8%	253,800円	441,400円
5級	総括係長	144人	8.7%	226,600円	427,900円
4級	係長	421人	25.6%	217,000円	406,100円
3級	主任主事	585人	35.5%	195,700円	363,700円
2級	係員	314人	19.1%	167,800円	333,300円
1級	係員	85人	5.2%	140,000円	300,000円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 地方公務員給与実態調査による一般行政職を対象とする。



(注)平成 24 年に 9 級制から 8 級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	杉並区		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,642千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,776千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.70月分 (0.8月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.70月分 (0.8月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	杉並区		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準に加え、成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.50月分	25.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.00月分	34.25月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.25月分	49.55月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	41.25月分	49.55月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
一人当たり平均支給額	3,017千円	21,724千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

支給率は平成27年度適用の支給率。

(3) 地域手当 (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		2,820,488千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		752,331円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20%	3,764人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.7 (99.7)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		39,571千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		122,512円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		10.97%		
手当の種類(手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	1,200円	日額 170～400円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	3,503,360円	日額460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	40,800円	日額 160～700円
有害薬物取締り手当	衛生試験所担当職員	有害薬物の検査等	139,600円	日額200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	35,357,000円	日額700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供の園の教員	非常災害時の緊急業務等	529,400円	日額 1,700～6,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,451,369千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	420千円
支給実績(26年度決算)	1,499,521千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	440千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28 年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者を欠く第一子 13,700 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,000 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,000 円</p> <p>※満 15 歳に達する最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間の子がいる場合は、4,000 円加算</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>(1)配偶者 13,000 円 欠配一子 11,000 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,500 円</p> <p>※16～22 歳の扶養親族である子 1 人につき 5,000 円の加算</p>	226,051 千円	184,682 円
住居手当	<p>【内容】 借家・借間に居住する世帯主 (準ずる者を含む)である者</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)27 歳以下の者 27,000 円</p> <p>(2)32 歳以下の者 17,600 円</p> <p>(3)33 歳以上の者 8,300 円</p> <p>(4)持家に居住する世帯主である者 2,000 円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>家賃負担者 最高 27,000 円</p>	184,162 千円	85,339 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として 6 か月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6 か月 ①一般 :2,600～13,000 円 ②障害者 :3,900～24,900 円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1 月当たり支給最高限度額 55,000 円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>(2)交通用具使用者 通勤距離に応じて 2,000 ～31,600 円</p>	457,368 千円	132,570 円
単身赴任 手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(片道 80 km 以上)を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 30,000 円</p> <p>(2)加算額 6,000～14,000 円 (配偶者との住居の距離が 100km 以上の場合に加算)</p>	異なる	<p>配偶者宅との交通距離に応じ、30,000～100,000 円</p>	1,488 千円	496,000 円

管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 (1)部長 127,600 円 (2)統括課長 105,800 円 (3)課長 91,100 円	異なる	支給金額	162,390 千円	1,176,738 円
初任給 調整手当	【内容】 専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給 【支給額】 118,000～268,500 円	異なる	413,300 円以内を支給	6,236 千円	1,039,400 円
休日給	【内容】 休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		113,225 千円	138,247 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		2,810 千円	100,350 円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務した場合に支給 【支給額】 ・休日、夜間警戒本部に勤務 5 時間未満 4,600 円 5 時間以上 9,200 円 ・上記以外の勤務 5 時間未満 3,200 円 5 時間以上 6,400 円 ※年末年始加算あり	異なる	勤務の態様に応じその勤務 1 回につき、4,200～20,000 円を支給。	4,549 千円	51,115 円
管理職 特別勤務 手当	【内容】 管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給 【支給額】 ・部長 6 時間以下 12,000 円 6 時間超 18,000 円 平日深夜 6,000 円 ・課長 6 時間以下 10,000 円 6 時間超 15,000 円 平日深夜 5,000 円	異なる	勤務 1 回につき 6,000～18,000 円を支給。6 時間を超える勤務については、5 割増。平日深夜については、3,000 円～6,000 円。	781 千円	31,240 円
義務教育 等教員 特別手当	【内容】 義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。 【支給額】 職務の級及び号級により 幼稚園 1,120 円～4,150 円 小学校 2,270 円～7,950 円			5,781 千円	39,596 円

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	区 長	1,116,400円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副区長	894,600円	1,253,000円 /	973,500円
	教育長	766,700円	1,013,500円 /	827,500円
報 酬	議 長	858,600円	956,000円 /	858,600円
	副議長	777,000円	813,000円 /	753,700円
	議 員	597,500円	621,000円 /	587,200円
期 末 手 当	区 長	3.78月分		
	副区長	3.78月分		
		3.78月分		
	議 長	3.53月分		
	副議長	3.53月分		
	議 員	3.53月分		
手 退 当 職		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区 長	給料×在職年数×450/100	2,010万円	任期毎
	副区長	給料×在職年数×306/100	1,095万円	任期毎
	教育長	給料×在職年数×234/100	538万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長の場合は、1期(3年=36月)の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

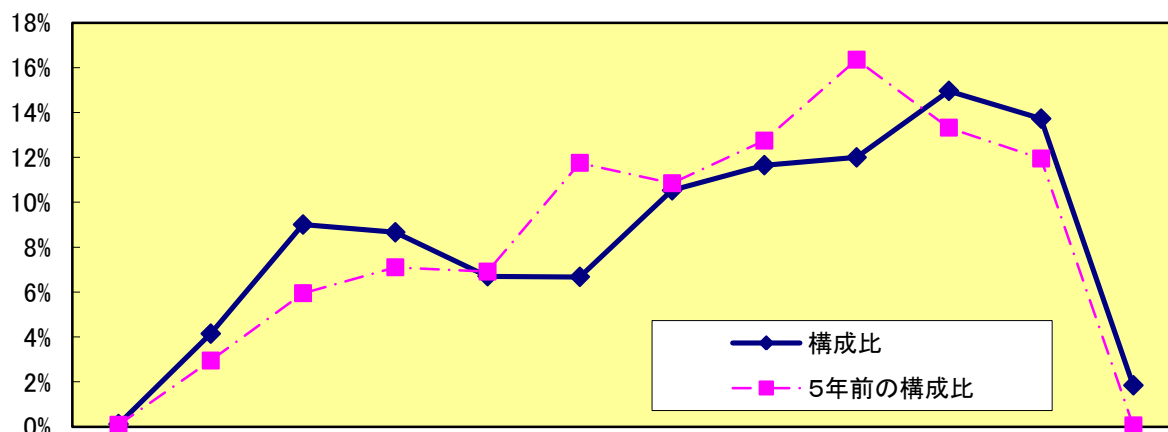
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	480	478	△2	国勢調査過員解消などによる減
		税務	108	107	△1	納税課納付業務見直しによる減
		民生	1,520	1,522	2	保育園待機児対策による増
		衛生	422	417	△5	衛生試験所検査業務委託、現業系職員退職不補充などによる減
		労働	3	3	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	20	20	0	
		土木	321	325	4	施設再編計画業務量増、空家対策係新設などによる増
		計	2,892	2,890	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>52.23</u> 人
	教育部門	457	442	△15	学校給食・学校警備・学校用務の委託、区費教員の退職不補充などによる減	
小計	3,349	3,332	△17	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>60.22</u> 人		
公営企業等会計部門	その他	138	144	6	介護保険総合支援事業開始に伴う組織改正による増	
合計		3,487 [3,649]	3,476 [3,649]	△11 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>62.82</u> 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で、自治法派遣の職員を除く。

2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 28 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	4	144	313	301	233	232	366	405	417	520	477	64	3,476

(注) 上記職員数は、特別職を除き、再任用フルタイム職員を含む。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政部門		2,939	2,957	2,922	2,897	2,892	
教育部門		553	526	497	478	457	442	△111(79.9%)
普通会計部門計		3,492	3,483	3,419	3,375	3,349	3,332	△160(95.4%)
公営企業等会計計		142	140	140	139	138	144	2(101.4%)
総合計		3,634	3,623	3,559	3,514	3,487	3,476	△158(95.7%)